議第116号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京都市長 桝 本 賴 兼

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項及び第4項を 削る。

第2条第1項各号列記以外の部分中「施設」を「別表1に掲げる施設」に 改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

別表2に掲げる施設のうち京都市桂授産園にあっては次の事業, その他 の施設にあっては第1号及び第3号に掲げる事業を行う。

第3条第2項第1号中「, 同条第2項各号」を「同条第2項各号, 別表2 に掲げる施設のうち京都市桂授産園以外の施設にあっては同項第1号及び第 3号」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「施設」を「別表1に掲げる施設」に 改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定にかかわらず、京都市 桂授産園」を「別表2に掲げる施設」に改める。

別表第1京都市桂授産園の項を削り、同表を同表1とし、同表に次のように加える。

2

名称	位置	入所定数
京都市桂授産園	京都市西京区桂徳大寺北町81番地	30 ^人
京都市いたはし学園	京都市伏見区西大黒町1035番地の23	20
京都市だいご学園	京都市伏見区醍醐辰巳町15番地	20

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市いたはし学園及び京都市だいご学園の利用に係る料金の承認の申請その他これらの施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市ふしみ学園いたはし分園及び京都市やましな学園だいご分園について、実施する事業を障害者自立支援法に規定する就労移行支援を行う事業に変更し、利用資格を改めるとともに、これらの施設の名称及び入所定数を変更する必要があるので提案する。